

1 主 旨

- 建設業における、不良・不適格業者の排除を図るため、取組みを強化し、来年度から、全ての許可業者を対象に、順次、「犯罪履歴調査」を実施し、一定の刑罰を受け欠格要件に該当している場合、許可の取消し等の処分を行います。

2 概 要

◆ 背 景

- 平成26年6月の建設業法改正で、暴力団排除規定が強化されるなど、近年、不良・不適格業者の排除が強く求められているため、昨年度から、新規許可申請業者を中心に犯罪履歴調査を実施してきました。
- その結果、相当数の欠格要件に該当する犯罪履歴が判明しました。

■ これまでの調査実績（H25.5～H26.12）

- ・ 照会業者数 3,484業者
- ・ 欠格要件該当業者数 16業者（0.5%）

◆ 来年度から実施する調査

- 調査対象を全ての許可業者に拡大します。

■ 調査時期（H27～H31年度の5年間）

- ・ 既存許可業者 ⇒ 5年間で実施
（新規申請業者は、引き続き、申請の都度実施。）

■ 既存許可業者数

- ・ 約35,000業者

◆ 行政処分

- 欠格要件に該当した場合、許可を申請した業者は許可を受けることができず、既に許可を得ている業者は許可を取り消されます。

欠格要件の概要（犯罪履歴関係）

- 次の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者は欠格要件に該当します。

- (1) 違反の種類に関わらず、禁錮以上の刑
（執行猶予の場合は、執行猶予期間中のみ欠格要件に該当します。）

- (2) 一部の罰金刑

（例）

- ① 「建設業法」の規定に違反した罰金
- ② 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の規定に違反した罰金
- ③ 「刑法」の傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合、脅迫、背任の罪による罰金

など